

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 2 年
小樽市議会

第 3 回 臨 時 会 議 案

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55,545 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,747,045 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 2 年 11 月 30 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 25,948,497	千円 21,476	千円 25,969,973
	1 国庫負担金	10,408,238	3,126	10,411,364
	2 国庫補助金	15,516,931	18,350	15,535,281
18 道支出金		3,609,944	30,942	3,640,886
	2 道補助金	487,287	30,942	518,229
21 繰入金		1,713,963	3,127	1,717,090
	2 基金繰入金	1,649,532	3,127	1,652,659
歳 入 合 計		73,691,500	55,545	73,747,045

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 36,908,360	千円 13,850	千円 36,922,210
	1 社会福祉費	23,564,673	2,950	23,567,623
	2 児童福祉費	5,220,584	10,900	5,231,484
4 衛生費		5,030,709	37,195	5,067,904
	2 保健所費	715,287	37,195	752,482
7 商工費		4,219,320	4,500	4,223,820
	1 商工費	4,219,320	4,500	4,223,820
歳 出 合 計		73,691,500	55,545	73,747,045

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	新生児臨時給付金 支給事業費	千円 7,100
商工費	商工費	おたるワーケーション 推進事業費	4,500

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表を次のように改める。

在 職 期 間	基準日が 6 月 1 日である場合	基準日が 1 2 月 1 日である場合
6 月	1 0 0 分の 2 2 5	1 0 0 分の 2 2 0
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 1 8 0	1 0 0 分の 1 7 6
3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 1 3 5	1 0 0 分の 1 3 2
3 月未満	1 0 0 分の 6 7 . 5	1 0 0 分の 6 6

附則第 4 項中「令和 2 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 1 2 月 1 日」に改め、同項の表を次のように改める。

1 0 0 分の 2 2 5	1 0 0 分の 2 0 5
1 0 0 分の 2 2 0	1 0 0 分の 2 0 5
1 0 0 分の 1 8 0	1 0 0 分の 1 6 4
1 0 0 分の 1 7 6	1 0 0 分の 1 6 4
1 0 0 分の 1 3 5	1 0 0 分の 1 2 3
1 0 0 分の 1 3 2	1 0 0 分の 1 2 3

100分の67.5	100分の61.5
100分の66	100分の61.5

第2条 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表を次のように改める。

在 職 期 間	支 給 割 合
6月	100分の222.5
5月以上6月未満	100分の178
3月以上5月未満	100分の133.5
3月未満	100分の66.75

附則第4項中「令和2年12月1日」を「令和3年4月1日」に改め、同項の表を次のように改める。

100分の222.5	100分の205
100分の178	100分の164
100分の133.5	100分の123
100分の66.75	100分の61.5

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、特別職の期末手当の支給割合について、職員の期末手当の支給割合の引下げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を独自削減し、据え置くこととするためであります。

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 3 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「「1 0 0 分の 1 3 0」」の次に「及び「1 0 0 分の 1 2 5」」を加える。

第 2 7 条中「法第 2 8 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改める。

第 2 条 小樽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 3 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改め、同条第 3 項中「「1 0 0 分の 1 3 0」及び「1 0 0 分の 1 2 5」」を「「1 0 0 分の 1 2 7. 5」」に改める。

(小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 2 1 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表を次のように改める。

在 職 期 間	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6月	100分の225	100分の220
5月以上6月未満	100分の180	100分の176
3月以上5月未満	100分の135	100分の132
3月未満	100分の67.5	100分の66

第4条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

在 職 期 間	支 給 割 合
6月	100分の222.5
5月以上6月未満	100分の178
3月以上5月未満	100分の133.5
3月未満	100分の66.75

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、所要の改正を行うためであります。

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 N 9 5 マスク (1 6 万 5 , 4 0 0 枚)
- 2 取得価格 4 , 2 7 5 万 5 , 9 0 0 円
- 3 取 得 先 小樽市奥沢 1 丁目 2 5 番 2 3 号
株式会社サイダ

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 新型コロナウイルス感染症等患者移送車両（1 台）
- 2 取得価格 4, 9 8 3 万円
- 3 取 得 先 札幌市東区北丘珠 5 条 4 丁目 3 番 1 号
田井自動車工業株式会社

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

小樽市議会議員	高 橋 克 幸
同	佐々木 秩
同	川 畑 正 美
同	濱 本 進

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 4 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5 を」を「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 0 をそれぞれ」に改める。

第 2 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 0 をそれぞれ」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5 を」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、

令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合の引下げ改定を行うためであります。